

教第 46 号議案

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 2 年 11 月 24 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例に
関する意見

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定
については異議ありません。

令和2年11月24日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

**神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の
一部を改正する条例の件（概要）**

1. 期末・勤勉手当の改定

・期末手当を0.05月引下げ

①令和2年度（年末手当）

| | 現 行 | 改正案 | 引下げ月数 |
|-------|--------|--------|-------|
| 特 別 職 | 2.225月 | 2.175月 | 0.05月 |
| 一般の職員 | 2.250月 | 2.200月 | 0.05月 |

②令和3年度以降（年間）

| | 令和2年度 改正後 | 令和2年度 | | 改正案 | 令和3年度以降 | |
|-------|--------------|--------|--------|-------|---------|--------|
| | | 夏期 | 年末 | | 夏期 | 年末 |
| 特 別 職 | 4.40月 | 2.225月 | 2.175月 | 4.40月 | 2.200月 | 2.200月 |
| 一般の職員 | 4.45月 | 2.250月 | 2.200月 | 4.45月 | 2.225月 | 2.225月 |

2. 実施時期

- 1 ① : 公布の日
- 1 ② : 令和3年4月1日

第 号議案

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (期末手当) 第2条 [略] 2 期末手当の額は、算定基礎額に <u>100分の125</u> (特別職に属する者にあつては <u>100分の217.5</u> (公営企業の管理者にあつては <u>100分の220</u>), 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職 | (期末手当) 第2条 [略] 2 期末手当の額は、算定基礎額に <u>100分の130</u> (特別職に属する者にあつては <u>100分の222.5</u> (公営企業の管理者にあつては <u>100分の225</u>), 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定め |

員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105，特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の220）を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と，「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4，5 [略]

員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の110，特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の225）を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と，「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4，5 [略]

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分

(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | 第2条による改正前 |
|--|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の127.5</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の220</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の222.5</u>), 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の107.5</u>, 特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))にあつては<u>100分の222.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の125</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の220</u>), 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>, 特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))にあつては<u>100分の220</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間</p> |

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4, 5 [略]

の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4, 5 [略]

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号） | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号） |

第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り，令和2年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については，同項中「（特別職に属する者にあつては100分の217.5（公営企業の管理者にあつては100分の220）」とあるのは，「（市長にあつては100分の217.5に100分の70を乗じて得た割合，副市長にあつては100分の217.5に100分の85を乗じて得た割合，公営企業の管理者にあつては100分の220）」とする。

第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り，令和2年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については，同項中「（特別職に属する者にあつては100分の222.5（公営企業の管理者にあつては100分の225）」とあるのは，「（市長にあつては100分の222.5に100分の70を乗じて得た割合，副市長にあつては100分の222.5に100分の85を乗じて得た割合，公営企業の管理者にあつては100分の225）」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年4月1日から施行する。

理 由

本市人事委員会の給与に関する報告及び勧告を尊重し，国及び他の地方公共団体の給与の改定状況を勘案して，職員の期末手当の改定を行うに当たり，条例を改正する必要があるため。